

随意契約理由書

件名	画像診断装置保守点検業務	
契約の相手方	コニカミノルタジャパン株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>当該画像診断装置は結核診査会、結核健診等において、胸部X線撮影画像データをモニタ読影することにより、結核患者に対する適切な医療の提供、入院の必要性及び費用負担等の診査等を行っており、装置の信頼性がそれらの回答、結果等に重大な影響を与えるおそれがあることから、その適切な管理が最も重要で必要不可欠である。</p> <p>当該装置の医用画像管理システムは、コニカミノルタが独自に開発しており、同メーカー以外のものに履行させた場合、装置の使用に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>したがって、本業務の施行に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのはコニカミノルタジャパン株式会社以外にはないため随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局 保健所 予防衛生課 結核・感染症係	(電話番号 322-6790)